

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 24 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 17 号（令和 2 年 12 月 4 日付）分・・・3 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

健幸・スポーツ課（飯塚市健康の森公園体育施設）

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>(局長指摘事項)</p> <p>1 備品について</p> <p>備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none">洗濯機、消火器等、買い替えされているものについて、備品台帳の更新がなされていない。市民プールに AED が設置されているが、備品台帳に記載されていない。市が令和元年 5 月にプールロボット（594,000 円）を購入しているが、所在場所が市民プールではなく、健幸・スポーツ課になっている。指定管理者が、高圧洗浄機（37,800 円）、トランシーバー 5 台（83,700 円）を購入しているが報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていない。 <p>備品の管理については、前回の定期監査においても指摘していたが、「飯塚市健康の森公園体育施設指定管理業務仕様書 16. 物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、</p>	<p>ご指摘のとおり備品台帳の更新等の整理に不備があった案件も含め、令和 3 年 4 月 1 日からの新たな指定管理者に正確な備品台帳を提示できるよう、備品台帳を整理中です。</p> <p>指定管理施設においては、指定管理者とも協議・調整し、台帳を更新・整備し、今後は適切な事務を行ってまいります。</p>

<p>市の所有に属する物品については、(中略)購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品の帰属を明確にするためにも、備品購入等の異動については、定期的に指定管理者より報告を受け、備品登録及び標識の貼付を行い適切な備品管理を行うこと。</p> <p>なお、現在の指定管理者は令和3年3月31日で指定期間を満了するが、指定期間の満了に際しては、管理物品等についてその帰属を含めて、確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。</p> <p>また、市は、正確な備品台帳を指定管理者に提示すること。</p>	
<p>2 経費の仕訳について</p> <p>多目的施設の消火器の買い替えに伴う費用(消火器本体、廃棄手数料、リサイクルシール)を消防設備保守点検委託料に含めたものや、市民プールの物品の買い替えを修繕費で計上しているものがあつたが、買い替えについては、備品購入費若しくは消耗品費で計上すべきと思料する。</p> <p>また、市民プールのドライヤーの購入に関して、令和元年4月は消耗品費で購入し、10月には備品購入費で購入していた。</p> <p>経費については、内容を確認し、正しい科目で統一性を持った処理をするよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>購入する機器に関し、正しい科目での購入にするよう、指導します。</p>
<p>3 多目的施設等の利用許可について</p> <p>飯塚市都市公園体育施設条例施行規則第2条及び第3条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下、「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されている。</p> <p>しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、利用者の記名は行っているものの、規定された許可書等の提出及び発行はなされていない。</p>	<p>当該事務については、規則改正等も含め検討しており、令和3年度中に改善します。</p>

<p>所管課は、指定管理者が規則を遵守し適正な事務処理を行うよう指導するとともに、例規が実情にそぐわないのであれば、見直しを行うこと。</p>	
---	--